別表第七号　修理体制、管理体制等の管理（第四十五条第三項第一号関係）

修理体制、管理体制等の管理に関する説明は、次の表に掲げる事項とする。

	事　項	記　載　内　容
一	修理を行う事務所の名称及び所在地	法第六十八条の七の義務の履行のために必要な業務及び権限の分担実行並びに管理の責任者の責任及び権限の明確化並びに管理の責任者の責任及び権限の範囲内において、法第六十八条の七の義務の履行のために必要な業務を管理し、又は検査をされて記載することの説明
二	特定端末機器の修理の方法の概要	法第六十八条の七の義務の履行のために必要な特定端末機器の修理の方法が法に適切に関連する規程に定められた具体的かつ必要な体系的な説明
三	特定端末機器の修理の確認の方法の概要	法第六十八条の七の義務の履行のために必要な特定端末機器の修理の確認の方法が適切に行われるために必要な手順及び規程の整備されていることの説明
四	設備その他の測定器の管理	特定端末機器の修理の確認に必要な設備の測定器等の管理が適切に行われていることの説明
五	その他	その他法第六十八条の七の義務を履行するために必要な事項

様式第十四号の次に次のように加える。

様式第十五号（第45条関係）

登録申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

電気通信事業法第68条の３第１項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　修理を行う事務所の名称及び所在地
2　修理する特定端末機器の範囲
3　特定端末機器の修理の方法の概要
4　修理の確認の方法の概要

注１　修理する特定端末機器の範囲には、技術基準適合認定番号、設計認証番号又は届出番号及び「技術基準適合認定を受けた端末機器の型式又は名称」、「設計認証に係る設計に基づく端末機器の型式又は名称」又は「技術基準適合自己確認を行った特定端末機器の型式又は名称」を記載すること。
２　修理の方法の概要には、修理の箇所（表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、ボタン、コネクタ、バイブレーター、電池等）について記載すること。なお、修理する特定端末機器の認証設計又は届出設計に合致するよう修理を行う場合は、修理の箇所のほか、その旨を記載すること。
３　修理の確認の方法の概要には、試験の内容及び実施体制を記載すること。
４　この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ列４番とすること。

様式第十六号（第45条及び第49条関係）

誓　約　書

年　月　日

総務大臣　殿

（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

登録申請者（及びその役員）が、電気通信事業法第68条の４第２項各号に該当しないことを誓約します。

注１　不要な文字は、抹消すること。
２　この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ列４番とすること。

様式第十七号（第47条関係）

変更登録申請書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号
登録番号及び登録年月日

電気通信事業法第68条の６第１項の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　変更しようとする事項
2　変更の内容
3　変更予定年月日
4　変更の理由

注１　変更しようとする事項には、「修理する特定端末機器の範囲」、「特定端末機器の修理の方法の概要」及び「修理の確認の方法の概要」の別を記載すること。
２　変更の内容は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
３　修理する特定端末機器の範囲を追加する場合は、当該追加に係る第45条第２項第３号及び第４号並びに同条第３項に係る書類を添付すること。
４　修理方法書を変更したときは、変更後の修理方法書を添付すること。
５　この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ列４番とすること。

様式第十八号（第49条関係）

変更届出書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　所
（ふりがな）
氏　名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号
登録番号及び登録年月日

電気通信事業法第68条の６第４項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1　変更した事項
2　変更した年月日
3　変更の理由

注１　変更しようとする事項は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
２　この用紙の大きさは、日本工業規格に定めるＡ列４番とすること。